

評議員・役員等慶弔規程

第1条（目的）

本規程は、事務職員を除く、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）評議員、役員等及び加盟団体役員の慶弔にかかわる事項を定める。

第2条（範囲）

本規程の適用範囲は次のとおりである。尚、本人に限るものとする。

- 1) 本協会評議員、役員等
理事、監事、名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問
- 2) 加盟団体役員
会長、副会長、理事長

第3条（慶賀）

第2条に掲げる者（経験者を含む）が、卓球競技に関し次の各号のいずれかに該当した場合には、慶賀金または相当額の記念品の贈呈あるいは祝賀電報を打電する。金額についてはその都度専務理事が判断する。

- 1) 叙勲・褒章を受賞した場合—5万円程度
- 2) 文部科学大臣顕彰を受賞した場合—5万円程度

第4条（弔慰金）

第2条に掲げる者（現職）が死亡した場合には、弔慰金（電報・供花を含む）を送る。金額についてはその都度専務理事が判断する。

第5条（見舞金）

第2条に掲げる者（現職）が公式行事に参加中に発生した傷害には、会員お見舞い制度を準用する。

第6条（通知）

加盟団体事務局は、第2条第2号に掲げる者に関する慶弔について、事務局長に通知するものとする。事務局長は直ちに専務理事に報告し、速やかに処理しなければならない。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2020年6月6日一部改訂、2020年6月6日より施行する。